

佐賀県告示第186号

佐賀県行旅病人、行旅死亡人等の救護等に要した費用の弁償に関する規程（昭和62年佐賀県告示第278号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(費用弁償の種目及び限度額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>市町村</u>は、前項に規定する費用の種目及び限度額により難い特別の理由があるときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。ただし、急を要する場合は、事後に、承認を受けることができる。</p> <p>(費用弁償の請求手続)</p> <p>第3条 <u>市町村</u>は、救護又は取扱いに要した費用の弁償を請求しようとするときは、請求書（様式第1号）に計算書（様式第2号）及び領収書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(費用弁償の種目及び限度額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>市町</u>は、前項に規定する費用の種目及び限度額により難い特別の理由があるときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。ただし、急を要する場合は、事後に、承認を受けることができる。</p> <p>(費用弁償の請求手続)</p> <p>第3条 <u>市町</u>は、救護又は取扱いに要した費用の弁償を請求しようとするときは、請求書（様式第1号）に計算書（様式第2号）及び領収書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p>

様式第1号中「市町村長名」を「市町長名」に改め、「昭和」及び「回」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。